



平成 19 年 12 月 12 日

各 位

会社名 株式会社メディビックグループ  
代表者名 代表取締役社長 橋本 康弘  
(コード番号2369:東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 川井 隆史  
(Tel: 03-6744-2882)

### 第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行 に関するお知らせ

当社は、平成19年12月12日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。(以下、あわせて「本件資金調達」といいます。)

#### 記

##### 1. 本件資金調達の目的

当社グループは、平成19年6月21日に「事業再構築プラン(新生MediBIC Group 2007)」を発表いたしました。グループを再編しバイオ事業に事業領域を集中させることで、中長期的に安定成長を図るものです。そのような中、当社はこの計画を着実に実行するため、

- ① 事業部門の選択と経営資源の集中
- ② 財務体質の更なる改善・強化(キャッシュフローの安定化)
- ③ バイオ事業におけるサービス体制の強化

に特に重点を置いた施策を掲げ、平成20年12月期におけるキャッシュフローの黒字化を目指しております。

本計画の実行にあたり、

- ① 当社の主力事業であるバイオマーカー創薬支援事業の強化等の資金の確保
- ② 必要となるリストラクチャリング施策を実行する当面の運転資本の確保
- ③ 2007年満期円建転換社債型新株予約権付社債の償還資金の一部とし、財務体質の改善および強化を図る

を主たる目的として、総額約5億円の新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)の発行を9月7日付で実行いたしました。しかし、予想を超える行使価額の低下による希薄化や下限価格に到達したことによる将来の償還の必要性がでてきたため、今回の本件資金調達によりこれまで以上の財務基盤の強化をはかり、当社グループの企業価値の最大化をはかるものです。

(1) 普通株式の新株発行による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還ならびに成長資金の確保

5億5千万3千円の第三者割当による新株の発行により、現在約4億円の残高（平成19年12月12日現在）の新株予約権付社債をすべて償還します。この結果負債が減少して資本となり、財務内容の安定化がはかられます。また、新規事業等における成長資金を確保することができます。

(2) 新株予約権の発行による将来の資金調達の確保

本新株予約権の転換価額9,851円は新株発行価額の120%に設定されており、希薄化については限定的であり、かつ将来の成長資金の機動的な確保も行うことが可能です。

## 2. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額（手取概算額）

840,533,000円(新株予約権行使に伴う調達295,530,000円を含む)

(2) 調達する資金の具体的な用途

- ①第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還資金 400,000,000円
- ②新規事業に関する運営資金 145,003,000円
- ③遺伝子を用いた診断に関する新規事業運営資金 295,530,000円（新株予約権行使に伴う分）

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成19年12月～平成20年3月

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

上記1. に記載のとおり、財務基盤の強化や新規事業等における運営資金に必要なものと考えており、経営上合理的なものと考えております。

## 3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：千円）

決算期	平成16年12期	平成17年12期	平成18年12期
売上高	385,233	743,359	1,643,430
営業利益	△557,306	△359,291	3,546
経常利益	△611,956	△411,537	△38,642
当期純利益	△632,462	△425,452	△20,322
1株当たり当期純利益（円）	△8,415.51	△5,206.03	△2,442.52
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	26,472.28	27,821.16	25,515.94

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成19年12月12日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	108,630.35 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	61,186 株	36.03%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	61,186 株	36.03%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数には、平成19年9月7日発行の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の潜在株(その他ストックオプションも含む)も含んでおります。

今回のエクイティ・ファイナンスによる潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	108,630.35 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	107,942 株	49.84%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数には、平成19年9月7日発行の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の潜在株を含んでおりません。(その他ストックオプションに関しては含む)

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成16年12期	平成17年12期	平成18年12期
始 値	253,500 円	106,000 円	94,600 円
高 値	316,000 円	174,000 円	108,000 円
安 値	100,000 円	83,600 円	36,050 円
終 値	106,000 円	90,300 円	43,700 円

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	27,800 円	25,600 円	24,570 円	23,950 円	14,500 円	12,980 円
高 値	34,200 円	26,430 円	24,570 円	23,960 円	15,480 円	13,000 円
安 値	24,610 円	21,220 円	14,710 円	14,000 円	11,390 円	8,510 円
終 値	25,600 円	23,970 円	20,960 円	14,630 円	12,900 円	9,250 円

③ 発行決議日における株価

	平成19年12月12日現在
始 値	8,800 円
高 値	8,890 円
安 値	8,700 円
終 値	8,800 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成19年12月27日
調 達 資 金 の 額	550,003,000 円 (発行価額 : 8,209 円) (手取概算額 : 545,003,000 円)
募集時における発行済株式数	108,630.35 株
当該増資による発行株式数	67,000 株
募集後における発行済株式総数	175,630.35 株
割 当 先	Generation Japan Master Fund (Cayman) LP

・ 第三者割当による新株予約権の発行

発 行 期 日	平成19年12月27日
調 達 資 金 の 額	295,530,000 円 (発行価額 : 9,851 円) (手取概算額 : 295,530,000 円)
募集時における発行済株式数	169,816.35 株 (潜在株含む)
当該増資による発行株式数	30,000 株
募集後における発行済株式総数	149,572.35 株 (潜在株含む)
割 当 先	Generation Japan Master Fund (Cayman) LP

(注) ①募集時における発行済株式数には、平成19年9月7日発行の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、その他ストックオプションの潜在株を含んでおります。

②募集後における発行済株式数には、平成19年9月7日発行の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の潜在株を含んでおりません。(その他ストックオプションに関しては含む)

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第1回新株予約権 (第三者割当)

発行期日	平18年9月11日
調達資金の額	500,000,000円 (手取概算額)
募集時点における発行済株式数	81,989.35株
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額 (50,798円) における潜在株式数 : 9,842株 転換価額上限値 (101,596円) における潜在株式数 : 4,921株 転換価額下限値 (25,399円) における潜在株式数 : 19,685株
現時点における転換状況 (行使状況)	転換済株式数 (行使済株式数) 14,718株 (残高0円)
当初の資金使途	韓国大手製薬企業との共同事業の展開、バイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動、搭資事業におかえるアジアを中心とした有望な投資先の発掘及び投資活動
割当先	Lehman Brothers Asia Capital Company
支出予定時期	平成18年12月
現時点における充当状況	アジアを中心とした企業への投資ならびにバイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動に充当

②第2回新株予約権 (第三者割当)

発行期日	平18年9月11日
調達資金の額	55,300,000円 (手取概算額)
募集時における発行済株式数	81,989.35株

当該募集による潜在株式数	当初の行使価額（50,798円）における潜在株式数：9,842株 転換価額上限値（101,596円）における潜在株式数：4,921株 転換価額下限値（25,399円）における潜在株式数：19,685株
現時点における転換状況（行使状況）	転換済株式数（行使済株式数） 3,149株 ※平成19年5月21日残存する新株予約権を弊社が取得消却（残高0円）
当初の資金使途	韓国大手製薬企業との共同事業の展開、バイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動、搭資事業におけるアジアを中心とした有望な投資先の発掘及び投資活動
割当先	Lehman Brothers Asia Capital Company
支出予定時期	平成18年12月
現時点における充当状況	バイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動に充当

③第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行期日	平成19年9月7日
調達資金の額	94,900,000円（手取概算額）
募集時における発行済株式数	99,316.35株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額（18,900円）における潜在株式数：5,291株 転換価額上限値（24,480円）における潜在株式数：4,084株 転換価額下限値（8,160円）における潜在株式数：12,254株
現時点における転換状況（行使状況）	転換済株式数 2,260株（残高70,000,000円）
当初の資金使途	バイオマーカー創薬支援事業の強化の資金、必要となるリストラクチャリング施策を実行する運転資本の確保、2007年満期転換社債型新株予約権付社債の償還資金の一部とし、財務体質の改善および強化
割当先	ウェル・フィールドキャピタル株式会社
支出予定時期	平成19年10月
現時点における充当状況	バイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動に充当

④第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行期日	平成19年9月7日
調達資金の額	394,900,000円（手取概算額）
募集時における発行済株式数	99,316.35株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額（18,900円）における潜在株式数：21,164株 転換価額上限値（24,480円）における潜在株式数：16,339株 転換価額下限値（8,160円）における潜在株式数：49,019株
現時点における転換状況（行使状況）	転換済株式数 7,054株（残高330,000,000円）
当初の資金使途	バイオマーカー創薬支援事業の強化の資金、必要となるリストラクチャリング施策を実行する運転資本の確保、2007年満期転換社債型新株予約権付社債の償還資金の一部とし、財務体質の改善および強化
割当先	WF戦略投資事業有限責任組合
支出予定時期	平成19年10月
現時点における充当状況	バイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動に充当

4. 大株主及び持株比率

募集前（平成19年6月30日現在）		募集後（潜在株式数は含まず）	
橋本康弘	22.74%	Generation Japan Master Fund (Cayman) LP	38.14%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	1.74%	橋本康弘	12.57%
藤井衛	1.20%	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	0.98%
マネックス証券株式会社 自己	0.90%	藤井衛	0.67%
有限会社山興企画	0.86%	マネックス証券株式会社 自己	0.51%
青柳満喜	0.81%	有限会社山興企画	0.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.71%	青柳満喜	0.45%

竹野健一	0.63%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.40%
クレディスイスインターナショナル	0.57%	竹野健一	0.35%
泉辰男	0.52%	クレディスイスインターナショナル	0.32%

## 5. 業績への影響の見通し

本件資金調達の前年度12月期への業績の影響はございません。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 新株の発行価額の算定根拠

当社の株価の動きを勘案し、平成19年11月12日から取締役会決議日の前営業日（平成19年12月11日）までの1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の平均値の90%である8,209円としました。当社の株式の価格下落リスク、流動性リスク等を勘案すれば、合理的な価額であると判断いたしました。

### (2) 新株予約権の発行価額の算定根拠

転換価額は新株の発行価額を参考とし、9,851円（新株発行価額の120%）としました。行使価額は、固定されており、現状の価格より高い価額に設定されていることにより、合理的な価額であると判断いたしました。

### (3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

株式および新株予約権の発行規模は、増資後の発行済み株式数の約38.14%、潜在株式数を含めた株式数の約44.78%となりますが、本件資金調達により財務の安定化が図られ、今後の成長に必要な資金が確保され、企業価値ならびに株主価値の向上も見込まれることから、合理的な範囲であるものと予想しております。このため、発行数量ならびに株式の希薄の規模は合理的であると判断しております。

## 7. 割当先の選定理由

### (1) 割当先の概要

①	名 称	Generation Japan Master Fund (Cayman)LP
②	設 立 根 拠 等	平成14年9月19日付投資組合契約
③	所 在 地	Regatta Office Park, Windward One West Bay Road P.O. Box 31106 SMB Grand Cayman KY1-1205, Cayman Islands
④	業 務 執 行 組 合 員 (General Partner)	Generation Capital, Ltd. Jon Coleman

⑤ 出資金の総額	845,533,000 円(新株予約権 295,530,000 円を含む)	
⑥ 上場会社と 割当先の関係等	上場会社(役員・役員関係者・大株主含む)と割当先の間の出資の状況	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	該当事項はありません。

(2) 割当先を選定した理由

Generation Japan Master Fund (Cayman) LP は日本のみならず、中国、韓国、米国などのバイオ業界に、強い人的ネットワークを有しており、同時に当社の事業モデルに深い理解を有していることから、事業上の緊密なパートナーシップを構築出来得る相手先と判断いたしました。さらに中・長期的な視野にたった経営改善により事業価値の向上を目指すことを投資方針としております。また、今後当社と協業を望め得る優良企業への投資をすでに活発に行っていることから、当社の業容拡大にも貢献できる可能性も考えております。あわせて、今後、さまざまな専門知識を有する社外取締役の派遣などにより、当社のコーポレート・ガバナンスの向上や事業の拡大における積極的な関与を行うことを検討しており、当社の株主価値の向上に資する相手先と考えております。

(3) 割当先の保有方針

経営に参画し、企業価値向上を目指した投資で、原則として中・長期保有する方針と伺っております。また、効力発生日(平成 19 年 12 月 27 日)より 2 年間において、割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社へ報告することの内諾を受けております。

以 上

(別添) 発行要領

1. 株式発行による募集

- (1) 発行新株式数 普通株式 67,000 株
- (2) 発行金額 1 株につき金 8,209 円
- (3) 発行金額の総額 金 550,003,000 円
- (4) 資本組入額 1 株につき金 4,105 円
- (5) 資本組入額の総額 金 275,035,000 円
- (6) 申込期間 平成 19 年 12 月 26 日
- (7) 払込期日 平成 19 年 12 月 27 日
- (8) 新株券交付日 平成 19 年 12 月 27 日
- (9) 割当て方法 第三者割当による
- (10) 割当先及び割当株式数 Generation Japan Master Fund (Cayman) LP 67,000 株
- (11) 払込取扱場所 三菱東京 UFJ 銀行 新橋駅前支店

(12) 新株式の継続所有等の取決めに関する事項

割当新株式の譲渡報告に 当社は、割当先との間において、割当新株式について継続保有及び預託にする取り決めはありません。ただし、割当先との間において、効力発生日(平成 19 年 12 月 27 日) より 2 年間に於いて、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

- (13) 前各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 新株予約権に係る募集

- (1) 本新株予約権の名称 株式会社メディビックグループ第 3 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
- (2) 本新株予約権の総数 30 個 (1 個は 1,000 株)
- (3) 本新株予約権の払込金額 9,000,000 円 (1 株当たり 300 円)
- (4) 本新株予約権の払込期日 平成 19 年 12 月 27 日
- (5) 本新株予約権の割当日 平成 19 年 12 月 27 日
- (6) 募集の方法 第三者割当の方法により、30 個を Generation Japan Master Fund (Cayman) LP に割り当てます。

(7) 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は 30,000 株とする。(本新株予約権 1 個の目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 1,000 株とする。) ただし、行使価額の調整を行う場合により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。また、当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」の規定に従って行使価額 (別記「新株予約権の行使時の払込金額」に規定する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整され

るものとする。なお、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、新株予約権の行使時の払込金額に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

①調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる次項「新株予約権の行使時の払込金額」第②号および第④号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

②割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、次項新株予約権の行使時の払込金額第②号 ii ただし書に示される株式分割（株式無償割当を含む。以下同様とする。）の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### (8)新株予約権の行使時の払込金額

①本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、またこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権発行を決議した取締役会の前営業日までの直近 1 ヶ月間(平成 19 年 11 月 12 日～平成 19 年 12 月 11 日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値 9,121 円の 90%の値段に 20%のプレミアムを付した金額を参考としながら、割当先 Generation Japan Master Fund (Cayman) LP との間で協議を重ねた結果、行使価額を 9,851 円とした。

なお、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

i 本項第③号 ii に定める時価を下回る払込金額または処分価額をもって当社普通株式

を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ii 株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満に端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行なわない。

iii 本項第③号iiに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債のすべてが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ i 行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。

ii 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第②号iiただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

iii 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済

普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号 ii の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- ④ 本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- i 株式の併合、資本金の額の減少、会社法第 2 条第 28 号に定められた新設分割、会社法第 2 条第 29 号に定められた吸収分割、または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ii その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - iii 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤ 本項第 1 号ないし第 4 号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第 2 号 ii ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- ①発行価格 1 株当たり 9,851 円
- ②資本組入額 1 株当たり 4,926 円

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

(10) 新株予約権の行使期間

平成 19 年 12 月 28 日から平成 24 年 12 月 27 日まで（ただし、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件各号に従って本新株予約権の全部または一部が取得される場合、取得される本新株予約権については、取得のための公告がなされた日の翌日を権利行使期間の最終日とする。）

ただし、権利行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

(11)新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

①行使請求の受付場所

株式会社メディビックグループ 管理本部

②行使請求の払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 新橋駅前支店

(12) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要しないものとする。ただし、本新株予約権の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社へ報告するものとする。

(13) 新株予約権行使請求および払込の方法

①本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

②前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額を現金にて払込取扱場所として当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

③行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(14) 新株予約権行使の効力発生時期等

①本新株予約権の行使の効力は、行使請求書および当該行使にかかる本新株予約権の新株予約権証券が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

②当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(15) 本新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

(16) 前各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上